

別記

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾を受け第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が発注者の承諾を受け第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録され

た資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 9 受注者は、この契約による業務を処理し、業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地調査）

第 10 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

（指示及び報告等）

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第 12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。